

事前配付資料
令和4年1月27日

秋田市社会福祉審議会
児童専門分科会認可確認部会委員 各位

秋田市子ども未来部

小規模保育事業の認可および利用定員の設定に関する意見聴取について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市が①小規模保育事業等を認可しようとするとき、②特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等の意見を聴かなければならないこととされております。

令和4年1月4日時点で、以下のとおり認可申請がありましたので、2月8日開催の部会においてご意見をお聴かせくださいますようお願いいたします。

1 意見聴取の対象

小規模保育事業の認可および利用定員の設定について（2件）

※小規模保育事業の認可は別紙、利用定員については「3 利用定員一覧」参照

①秋田みなと園（設置者が個人から法人に変更）

②広面みなと園（設置者が個人から法人に変更）

2 待機児童の状況（令和4年1月1日現在）

(1) 年齢別状況

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
待機児童数	9	1	0	0	0	0	10

(2) 地域別状況

(単位：人)

	中央	北部	西部	東部	南部	河辺雄和	計
施設数	37	19	10	19	13	5	103
待機児童数	3	2	0	1	3	1	10

※令和3年1月の待機児童数：16人

(参考) 令和3年3月時点の待機児童数

(単位：人)

	中央	北部	西部	東部	南部	河辺雄和	計
待機児童数	7	5	2	4	9	0	27

3 利用定員一覧

種別	名称	所在地	利用定員	1号認定	2号認定	3号認定		備考
						1・2歳	0歳	
小規模保育事業	① 秋田みなと園	土崎港西三丁目	19			13	6	19→19
	② 広面みなと園	広面字土手下	19			13	6	19→19

4 認可申請事業所の位置

《北部地区》



《東部地区》

